

# 木島平村教育大綱

平成 29 年度～平成 31 年度

平成 29 年 4 月

長野県木島平村

## はじめに

木島平村は、市町村合併をせず自立の道を選択し、「これからの農村を生きる～みんなで楽しみをつくりだす村～」を将来像に掲げ、活力ある住みやすい村の実現に取り組んでいるところです。

こうした本村でも、急速な少子高齢化が進んでおり、教育・医療・産業など私たちの暮らしに様々な形で影響が及ぶことは避けられず、少子高齢化・人口減少社会の到来を真摯に受け止めた、村づくりを進めることが求められ、農業資源を生かした新たな産業の創出、交流人口の拡大や子育て環境の充実などの施策を展開しております。

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月1日に施行されました。この改正法では、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を、首長が「教育大綱」として定めることとされています。

木島平村では、総合教育会議を開催し、第6次総合振興計画やこれまでの小中学校での取り組みをもとに「木島平村教育大綱」を策定いたしました。今後の教育行政につきましては、この大綱により、その方向性を共有し、連携して各施策の推進が図られるよう努めてまいります。

平成29年4月

木島平村長 日 臺 正 博

	頁
目次	
I 基本方針	2
II 位置づけと期間	2
III 基本理念	2
IV 施策概要	
1 子育ての喜びを実感できる村づくり	3
2 ふるさとに誇り、愛着を育む教育の実践	3
3 健全育成の推進	5
4 人権が尊重される社会の実現	6
5 生涯学習の機会充実	6
6 文化芸術の推進・文化財の保護	7
7 スポーツ活動の充実	7
8 新たな人の流れ、若者のアイデアを生かした村づくり	8

## I 基本方針

この基本方針は、「第6次木島平村総合振興計画」、及び「木島平村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示す村の将来像、「これからの農村を生きる～みんなで楽しみをつくりだす村～」の実現にむけ、その一翼を担う木島平村の教育行政の指針を示したものです。

具体的には、第6次木島平村総合振興計画の「未来と安心をそだてる」、「自然と文化をまもる」、「人と地域をつなげる」を、また、「木島平村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「新しい人の流れ」、「未来を育てる」の基本目標に沿い施策を進めます。

## II 位置づけと期間

教育大綱の期間は、第6次木島平村総合振興計画との整合性を図るため、前期基本計画とあわせ、平成31年度までの3か年とします。

## III 基本理念

教育の責務は「ひとづくり」です。「ひとづくり」は、よりよい未来を築く礎です。

「ひとづくり」には、家庭、地域、保育園、学校、行政などの地域全体が連携し、地域で育てることが不可欠です。

次世代を担う子どもたちは、木島平村の「たから」であり、「未来への希望」です。子どもたちに、村の豊かな自然環境のなかで、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」を育み、村への「誇り」と「愛着」が持てる「ひとづくり」を推進します。

木島平村では、平成22年の小学校の統合を契機に小・中学校で教育理念に「ふるさと木島平を心に刻む教育の実践」を、教育目標に「心と体をひらいて学ぶ子ども」を掲げ、授業改善による学校づくりの取り組みを進めてまいりました。こうした取り組みは、学校での学びにとどまらず、生涯を通じて学び続ける「ひとづくり」につながり、やがて村の担い手として育っていくことにつながると考えます。

## IV 施策概要

### 1 子育ての喜びを実感できる村づくり

誰もが安心して子育てができ、子育ての喜びを実感できる村づくりをめざします。

#### (1) 子育て支援の充実（相談体制の充実）

- ①地域全体で子どもを育て、支援するため子育て支援室の充実や保小中の連携など地域の体制強化を図ります。
- ②子育てに関する相談がしやすく、かつ的確に対応できる相談窓口を充実します。
- ③第2子以降も安心して育てられるよう医療・保育・教育環境の充実を図ります。
- ④第2子及び多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。
- ⑤子育てサークルなど地域と連携した多様な子育て環境の構築を進めます。
- ⑥特別保育（延長保育、緊急保育）を充実します。
- ⑦保育の質や保育士の専門性を向上させるため、保育士の研修を充実し、資質向上に努めます。

#### (2) 発達支援体制の充実（特別な支援が必要な児童・保護者への支援）

- ①保育園において、必要に応じて補助員を配置するなど、子どもの特性に応じた保育環境を整備します。
- ②発達障がいのある子どもの早期発見・早期支援に努めると共に、保護者に対する支援を行い、小学校への円滑な就学につなげます。

### 2 ふるさとに誇り、愛着を育む教育の実践

子どもたちは、人生の中で最も心と体が成長する児童期や青年期の大半を学校で過ごします。ふるさと木島平を心に刻む教育を実践し、ふるさとへの誇り、愛着を育みます。「わからない。」とか「間違えてもはずかしいことではない。」と友達に言えることで互いを認め合い、学び合ことができます。心と体をひらき、共に高まり合う学びを実践し、子ども一人ひとりの将来の夢と希望の実現に向かって成長していける教育を実践します。

## (1) 木島平型教育の推進・充実・展開

- ①保小連携、小中一貫による教育づくりを推進し、自立する学び手を育みます。
- ②対話的コミュニケーションの充実を図り、協同的な学びを展開し、主体的で創造的な学習を推進します。
- ③協同的な学びを実現する授業を通じて、子どもたちのつながりをつくり、互いに支え合い、共に学び合う集団の育成を目指します。
- ④地域の資源・人材を活用した教育活動や地域課題を学習課題に据えた授業など地域密着型の学習を進めます。
- ⑤児童・生徒の学習のつまずきを防ぎ、学力の向上に向けた取り組みを進めます。
- ⑥教職員の教育力向上のため外部講師招聘による授業研究を進めます。
- ⑦自然や農業の体験を通じ、地域の資源と人材を活用した質の高い学びのある教育を展開します。
- ⑧学習に情報通信技術（ICT）の利用・活用に取り組みます。
- ⑨子どもたちが学力向上を目指す検定等試験のチャレンジを支援します。
- ⑩空き教室や放課後子ども教室を活用した学習教室など、学習支援環境の充実を図ります。
- ⑪地域高校と連携した活動に取り組みます。
- ⑫地域住民と連携した地域高校の魅力向上に取り組みます。
- ⑬ルクセンブルクとの交流により、子どもたちの異文化交流・国際交流を図ります。
- ⑭八丈島での宿泊学習による交流で、子どもたちに体験の場を提供します。
- ⑮平和学習推進のため広島平和記念式典へ参列します。

## (2) コミュニティ・スクールの展開

- ①地域とともにある学校づくりを目指し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を展開・充実します。
- ②「地域が学校に」、「学校が地域に」、互恵性を重んじ地域と共にある学校づくりを推進し、学校と地域の方々が一体となって子どもたちを育みます。
- ③地域交流、環境・福祉教育、農業、地域文化学習、登下校時の安全対策など地域との連携を強化します。
- ④コミュニティ・スクールによる地域学習に取り組みます。

## (3) いじめ防止対策・不登校対策の推進

- ①いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に向けた取り組みを村、教育委員会、学校、家庭、地域、関係諸機関が協力して行います。
- ②スクールソーシャルワーカー（SSW）、相談員の配置や支援体制を整え、いじめ・虐待・不登校などの対策にあたります。

#### (4) 特別支援教育の推進

- ①教育的ニーズに合わせた配慮を連続性を持って提供するなど、共生社会の形成に向けた取り組み（「多様な学びの場」の整備・充実）を進めます。
- ②障がいのある子どもや保護者の相談や支援を児童相談所等の関係機関と連携し進めます。
- ③学校現場において、子どもの発達に応じた補助員の配置など、特性を尊重した教育環境の整備に努めます。

#### (5) 食育の推進

- ①学校給食を通じて、子どもたちの食育の推進を図ります。
- ②子どもたちが心身ともに健康で生活をする土台となる食育の重要性を、関係機関と連携して、子どもたち、保護者に啓発していきます。
- ③地産地消にこだわり、地元産農産物の活用に努めます。
- ④安全安心な給食の提供に支障がないよう、施設の維持管理に努めます。

#### (6) 学校施設・設備等教育環境の整備

- ①学校施設の計画的な整備・改修を推進し、快適な教育環境の確保を推進します。
- ②学習内容の多様化に対応した設備・教材の整備を推進します。

#### (7) 教育の機会均等の確保

- ①高等学校及び高等専門学校並びに大学に在学又は進学する者で、経済的事情で就学が困難な者に対して奨学金を貸与します。
- ②経済的な理由による就学困難の解消、子育て世帯の経済的負担軽減支援の充実を図ります。

### 3 健全育成の推進

家庭や地域の中で様々な体験や交流を通じて、自ら生きる力を育みます。

#### (1) 家庭・地域の教育力向上

- ①「家庭の日」の普及啓発を進め、豊かな心を育む家族のふれあいを促します。
- ②家庭・地域の子育て力を向上させるため子育て講座を開催します。
- ③あいさつ運動を展開します。

#### (2) 家庭・地域・学校の連携による児童・青少年の健全育成支援

- ①育成会と連携し、子どもたちの自主的かつ主体的活動を促し、支援します。

### (3) 非行防止・環境浄化活動の推進

- ①関係機関や地域住民と連携・協力し、子どもたちにとって有害な環境の浄化に努めます。

## 4 人権が尊重される社会の実現

様々な差別の解消に向けて、人権意識の高揚、人権同和教育の啓発を図り、互いに人権を尊重し合う地域社会づくりを推進します。

### (1) 人権擁護に関する総合計画との連動

- ①人権擁護に関する総合計画と連動し、地域全体で取り組むという観点から、家庭、保小中高、地域の連携を確立します。

### (2) 人権同和教育の推進

- ①学校、社会、家庭などにおける人権同和教育を推進します。
- ②人権センターの各事業を推進します。
- ③人権同和教育に関する講座の開催、相談窓口の整備を進めます。
- ④広報などによる啓発・情報提供を実施します。

### (3) 人権同和教育問題に対する支援

- ①部落差別のない社会の実現に向け、部落差別解消推進法に沿った取り組みを関係団体と連携して進めます。
- ②「差別をなくす村民大会」、「人権フェスティバル」などの人権啓発イベントを、村民のみなさんとともに開催します。

## 5 生涯学習の機会充実

自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の機会を充実します。また、だれもが生涯学習に取り組み、学びを地域社会に還元します。

### (1) 学習機会の拡大と充実

- ①魅力ある講座や地域の特色をいかした講座を開催します。

### (2) 地域づくり活動の活性化

- ①地域の分館活動を支援します。
- ②社会教育関係団体等の活動を支援します。

### (3) 各種講座の情報提供

①「公民館だより」やホームページなどを活用した情報提供を充実します。

### (4) 学習の成果を発表する場の提供

①活動の励みとなる発表の機会をひろげます。

## 6 文化芸術の推進・文化財の保護

芸術文化は、創造性を育み、その表現力を高めるとともに、心のつながりを醸成し、心豊かな社会を形成します。また、これまで培われてきた文化財や伝統的な文化芸術を継承し、後世に引き継ぎます。

### (1) 文化財情報の発信・文化財の保護と啓発

①村民の共有財産である文化財を後世に引き継ぐため、財産の維持管理と展覧会等によって周知と活用を図ります。

②文化財を後世に伝えるため、ふるさと資料館を充実し、活用を進めます。

③村の歴史、伝統、文化や豊かな自然の魅力を発掘し、次世代につなげます。

④村民祭の開催など、芸術活動の発表の場を提供します。

⑤根塚遺跡の維持管理及び平塚遺跡の発掘を進め、その記録化を図ります。

### (2) 芸術文化の活性化

①魅力ある展覧会・講演会・ワークショップなどを実施し、文化・芸術の醸成に努めます。

②保小中学校において、地域の芸術文化活動と連携した取り組みを支援します。

### (3) 図書館機能の充実

①さまざまな本や情報にふれることのできる機会の充実と環境の整備を図ります。

②蔵書の拡充など読書環境を充実させるとともに、「読み聞かせ」など本に触れ親しむ機会を創出し、読書により子どもたちの豊かな人格を育みます。

③村民のみなさんの自主的な読書活動を総合的に推進します。

## 7 スポーツ活動の充実

生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて人と人のふれあいや結びつきを深め、人生を豊かに過ごせる生涯スポーツの振興を図ります。

#### (1) スポーツ事業の充実

- ①村民運動会、村民スポーツフェスティバルの開催を通じて、仲間意識の強化、スポーツの継続を支援します。
- ②学校、地域、体育協会や各種体育団体と連携・協力し、地域型総合スポーツクラブの再構築を進め、生涯スポーツの普及・推進を図ります。

#### (2) スポーツ選手の支援

- ①国際的、全国的に活躍する選手の活動を支援します。

#### (3) スポーツ施設の充実

- ①社会体育施設の保守整備と利便性、安全性の向上を図ります。
- ②計画的なスポーツ施設などの整備、維持管理に努めます。

#### (4) 学校体育施設の有効利用

- ①施設利用者のニーズに応じる施設整備に努めます。

### 8 新たな人の流れ、若者のアイデアを生かした村づくり

姉妹都市「調布市」をはじめとした都市との交流を促進し、子どもたちの体験・経験の場を提供します。また、大学との連携により、若者の同世代とのふれあいや地域村民との接点の場をつくり、連帯感の創出や地域事業への参加を支援します。

#### (1) 都市農村交流事業による村づくり

- ①豊かな自然環境を舞台として、姉妹都市「調布市」をはじめとした都市との文化的、経済的な交流を推進します。

#### (2) 大学との連携による村づくり

- ①連携協定を結ぶ大学と連携した地域創生の取り組みを地域の活性化につなげます。
- ②子どもからお年寄りまで幅広い方々との交流・連携・協働の取り組みを支援します。